

諦めていた年金ももらえる 8月から資格期間短縮

これまで無年金だったKさん（75歳男性）が、諦めていた年金を請求し、ようやく受け取れるようになりました。

受給資格が10年

発端は、初めてKさんが同級会に出席し、年金をもらっていない事を知った同級生が「可哀想だ。何とかならないか」と、6月頃に加藤鉦一議員に相談したこと。

加藤議員は早速本人の年金手帳をコピーし、日本年金者組合の組合員である石川勝雄さん（上町）を通じて専門

家から調べてもらいました。

その結果、「25年だった受給資格が8月から10年に改善されるので詳しく調査するように」とのことでした。

JA庄内たがわで

Kさんはかつて、6年前に農協から年金記録の照会をしてもらい、国民年金と厚生年金の加入期間合計が178ヶ月で、当時は最低300ヶ月加入が必要なことから受給資格がありませんでした。

過去調査の経緯もあり、加藤議員はJA庄内たがわの年金渉外担当に相談。阿部華苗さんに調べてもらいました。

日本年金機構は、制度改正による新たな対象者に、2月下旬から黄色の封筒を送っているとのことですが、Kさんには届いていませんでした。

農協には社会保険労務士の顧問がおり、納付の空白期間があれば、平成30年9月までの間は特例として過去5年分について、納めることが可能となるので、その事も知らせていきたい。ぜひ農協に相談して下さい」と語っています。



JA庄内たがわ年金渉外担当の阿部華苗さんと喜ぶ加藤鉦一議員

阿部さんを通じて詳しく調査した結果、肝心の基礎年金番号が付番されていないことが判明。ようやく7月31日に基礎年金番号が付番され申請手続きを進めることができました。

さらに調べた結果、神奈川で3ヶ月の企業年金があったことも判明し、その分も含めて8月31日に受給手続きを終了。3ヶ月後の12月から支給されることになりました。

阿部さんは、「黄色の封筒が届かない人も、調査で年金を受け取れることができて大変うれし。

納付の空白期間があれば、平成30年9月までの間は特例として過去5年分について、納めることが可能となるので、その事も知らせていきたい。ぜひ農協に相談して下さい」と語っています。

庄内地方の凧文化 ③〇

たこ凧あがれ！

伝統を繋ぐ作り方・揚げ方のすべて（一）

鈴木隆（小中島）

絵柄と色づけ

凧は風があっても、うまく揚げるとなると仲々容易なものではない。揚がったと喜んでいても、風の変化で突然墜落することが屢々あるなど、神経質で気紛れな物体である。その凧が高く揚がる基本的な作り方、揚げ方を詳細に記述してみよう。

高く揚がった凧が美しくハッキリ見えるには、絵柄は大きく、線は太く、色には原色またはそれに近い色を使うなど、コントラストをつけるようにする。

凧が太陽を背にした時（逆光）、色が透けて見える染料が最も望ましいが、高価で扱い難いので絵の具やポスターカラーが無難。

凧紙と大きさ

凧の紙には楮、三叉という木の皮を煮て柔らかくし、その繊維を水で漉いた和紙を用い、丈夫で破れ難い。

はじめに鉛筆で絵柄全体の輪郭を取り、その上を黒で太く仕上げ

和紙は産地により美濃紙（岐阜）、宇陀紙（奈良）、土佐紙（高知）などがある。



墨入れ

凧の大きさを表す単位が「西の内」で、その寸法は33cm×48cm半紙の2倍で、西の内何枚貼り合わせたかで凧の大きさが分かる。角凧の場合、最も美しい形は縦と横の比が10対7と言われている。凧作り教室では市販の凧紙95cm×63cmを半分にした大きさが適当。

骨作り

凧がバランスよく揚がるには骨作りが最も重要である。

骨となる竹は節と節の間隔が長く、節の盛り上がり小さい真竹や女竹が適している。

竹は虫が入っている竹は折れ易いので、11月末から3月頃の虫が抜けた竹を使うとよい。



藤島小学校凧作り教室・平成2年

東京藤島会（金内彰会長）の総会・交流会が1日、日暮里で開催





東京藤島会：日暮里・ホテルラングウッド(10/1)

昭和も遠く35

モリとカケと小池劇場

日本の敗戦直後の吉田内閣で「バカヤロー」解散があった。

今回もまた政策とはまったく関係の無い「モリ・カケ」疑惑隠しの自己中心解散である。「希望の党」が突如名乗りを挙げた。

9/28解散。間髪をいれず民進党との事実上の合流を発表。党の人事も政策も決まっていない段階で、「民進からの候補者を全員受け入れるわけではない。小池が「一々選別する」と表明した。小が大を飲み込む典型である。都議選に続き、小池劇場の再演である。

終戦間もなく自民党に川島正次郎という副総裁がいた。彼は名セリフを残している。「政界一寸先は闇」。

これで共産党と民進党の候補者調整は「破



古郡南側の藤島川にかかる県道44号線の保合(やすあい)橋に、柳久瀬町内会が県に要望していた街路灯が設置されました。(写真上・9月8日電柱設置、下・9月21日LED照明設置)



中町・成澤功

算に。希望の党の選に漏れた候補者達は、民進党の枝野代表代行の「立憲民主党」結成に参加するか、無所属で立候補するか。

「希望」は新し好きのマスコミにちやほやされるだろうが所詮寄せ集め。政党として賞味期限は何年保持できるか。

私の知る限り、河野洋平の「新自由クラブ」、江田三郎の「社会民主連合」、細川護熙の「日本新党」、それに続く武村正義の「新党さきがけ」、ついでに記せば、かつて政界地図の中で自民党に対抗する程の大所帯だった日本社会

党は、今や消滅寸前の状況である。

その点、自民・共産は盛衰を繰り返しながらも党名変更することなく、したたかに生き延びてますな。

さて、鶴岡市長・市議選。市長選挙の主な争点は、新文化会館「荘銀タクト」に関して、総工費倍増や情報の非公開問題が一番大きくなると思っています。

榎本市長は「歴史に残る芸術作品」と自画自賛していますが、自ら深く関係したものを自分の口から「芸術作品」と言うのはあまり感心しませんね。第三者の採点にまかせるべきだと思えます。

衆院選は「小池劇場」、市長選は「鶴岡劇場」が最大の関心事ですね。

解散権をもてあそぶな！ 荘内日報が安倍暴走解散を批判 ―あらためて憲法を学ぶ― 青山崇

9月28日正午衆議院が解散した。その前日

解散権をもてあそんでいないか

「解散権」とは、国会の両院の議員の過半数の賛成で、衆議院が解散を命ずることをいふ。憲法第69条に規定されている。解散権は、国会の両院の議員の過半数の賛成で、衆議院が解散を命ずることをいふ。憲法第69条に規定されている。解散権は、国会の両院の議員の過半数の賛成で、衆議院が解散を命ずることをいふ。憲法第69条に規定されている。

荘内日報9月27日付

の荘内日報は、「解散権をもてあそんでいないか」と題し、「疑惑隠し」「自「都口」「自「保身」「審議封じ」「私物化」などと、多くの批判やゆさされる解散はこれまで聞いたことがないという。解散について憲法はどうなっているのだから

うか。第7条の内閣の助言と承認による天皇の国事行為としての解散(7条解散)、69条で、衆院で内閣不信任決議案が可決された場合の解散(69条解散)を定めている。過去24回のうち「7条解散」は20回、「69条解散」は4回のみである。

解散権が首相にあるため、自分に有利な時を私利私略(党利党略)的に決めることができる。今回の冒頭解散はその最たるものだ。だから上記のような批判

判・やゆが飛ぶ。

「適切ではない」と答えた人が56%、「適切だ」の28%を上回ったという報道もある。

同紙は、また「解散する理由が明確でない」「説明責任果たしてない」「天義名分がはつきりしない」などの庄内有権者の率直な声を載せている。

立憲主義破壊・憲法破壊の暴走政治の果てに「暴走解散」。今度の選挙は、この安倍政治を退場させるかどうか最大の争点である。



革新みただが

何年も気をつけるように呼びかけられているんだが、いまだに無くなるのがオレオレ詐欺だ。可哀そうなのは、億という金が無くなってからそれと気が付くお年寄り。不思議なのは、そんなお金を持っているのと判る感

だか知識たか・だ。▲我が家にはその電話が来たことがないが、金儲けの電話には「本当に儲かるなら他人には教えないもんだぜ」と断つてからは来たことがない。カタカナをやたらと使う電話には「年寄りだからヒラフナでしゃべれ」と断る。

▲カタカナには気をつけなければと常々思っているんだが、ヤッパリと思うのが「マニフエスト」という言葉。これを使って政権についてのがどうだったかは「存知の通り」。

▲これを使った政党が今度の選挙では、自分に「希望」を無くし、他人の懐に入りたいたいのだそう。しかし、「みんな」とはいかないぜと言われています。▲ここで踏み絵となるのが「憲法と安全保障」だ。穏健な保守と称している小池新党には、自民党に政策面での危機感がないのは納得だ。従って、推薦を受けられる人というのは、自民党と同じ心という事。▲これまで政党は8つあったんだが、複数の党が小池新党に加わることを表明している。▲このことは、いろいろ政党色を語ってはいるが、心棒は自民党と同じだという事だぜ。▲アメリカとお金持ちの想う政治と国民主権・戦争のない世界を求める政治との対決です。いままで革新を標榜していても中身はこうだったんだよ。(石川)